平成２１年（フ）第１９４４号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番14―201号
債務者　秋保　伸弥
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４５号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番14―201号
債務者　秋保　聖子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
茨城県ひたちなか市大字中根889番地　コーポエクセルＡ棟202号
債務者　皆川　卓也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４７号
茨城県桜川市本木396番地４
債務者　中川　圀雄
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５４号
茨城県古河市上辺見422番地１
債務者　髙橋　寿彦
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５８９号
埼玉県所沢市大字山口912番地の２、前住所埼玉県所沢市大字山口746番地の４　ＹＫＳビル103
債務者　松本　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７５５号
埼玉県所沢市宮本町２丁目25番27号　小島屋コーポ201
債務者　堅田　裕士
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２７号
金沢市古府１丁目75番地　県営住宅２棟４号
債務者　藤井　美恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６５５号
石川県白山市相木町839番地４　スタッフ１―203号室、従前の住所石川県石川郡野々市町本町４丁目９番30号
債務者　冨沢美穂子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６５７号
金沢市玉鉾５丁目92番地１
債務者　今井　一正
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６５８号
金沢市玉鉾５丁目92番地１
債務者　今井　法子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６７５号
金沢市土清水２丁目40番地　メイプルハイツ605号、従前の住所新潟市西区青山１丁目６番24号
債務者　渡部　一雄
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６７６号
金沢市八日市出町256番地　コーポイナ506号室、住民票上の住所金沢市古府２丁目１番地
債務者　江良　清孝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７５号
福井県敦賀市津内62号１番地の７　布田町
債務者　永田　義美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第４１０号
山梨県甲府市下鍛冶屋町494番地６
債務者　小椋　昭吾
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
長野県北安曇郡松川村5721番地1813
債務者　猿田理津子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３９０号
長野県安曇野市豊科光1926番地１
債務者　竹内　　学
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８２４号
名古屋市昭和区福江１丁目２番１号　セントラルステージ905号
債務者　戸屋美栄子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部